

都市計画神代公園 事業概要・測量説明会 開催状況報告

◆説明会概要

「都市計画神代公園 事業概要・測量説明会」を令和5年7月7日(金)、8日(土)に調布市立深大寺小学校体育館で開催し、2日間で延べ69名の方にご来場いただきました。

開催日時	参加者数
令和5年7月7日(金) 19:00~20:30	42名
令和5年7月8日(土) 14:00~15:30	27名

◆主なQ&A

【都市計画に関すること】

Q1 昭和32年に決定した神代公園の都市計画は見直しできないのか。

A1

当該区域は、これまで都市計画法第53条による建築制限をかけてきており、また、崖線の景観や緑、湧水の保全が必要であるため、整備を進めていく必要があると考えています。

【事業に関すること】

Q2 この区域を優先的に整備する理由は。

A2

神代公園は、令和2年7月、東京都の「[都市計画公園・緑地の整備方針](#)※」の改定の中で、「防災」「環境保全」「レクリエーション」「景観・魅力」の四つの機能・役割や、効果的な水と緑のネットワークの形成の観点から、事業の重点化を図るべき公園・緑地として選定されております。神代公園のうち当該区域は、近年生産緑地の減少なども見受けられ、崖線の緑や湧水の保全、防災機能の拡充など整備の重要性と整備効果の高さの観点から、優先整備区域として指定しました。

※令和2年7月改定「都市計画公園・緑地の整備方針」は東京都のホームページからご覧いただけます。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/kaitei_koen_ryokuti/

Q3 「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定（令和2年7月）にあたっては住民の意見は聴いたのか。

A3

整備方針改定の際には、パブリックコメントを実施し、都民の方の意見を伺っています。今後も、皆様のご意見を聴く機会を設けていきたいと考えています。

Q4 認可時期を令和6年度とするのは早すぎる。住民と話し合い、計画を丁寧に進められないのか。

A4

今後も、皆様のご意見を聴く機会を設けるとともに、ご理解をいただきながら事業を進めていきたいと考えています。

Q5 公園のデザインなどは決まっているのか。

A5

今回の公園事業予定区域は、整備計画において、「国分寺崖線に残る緑と湧水などの谷戸の豊かな自然環境を保全し、そこに生息生育する動植物の観察などにより、環境学習ができる区域（崖線生態エリア）」に位置付けています。

参考：具体的な公園のデザインは今後検討を進め、皆様にお示ししていきたいと考えています。

Q6 事業反対者が多数いる場合、事業は中止されるのか。

A6

都としては、当該事業は必要であると考えており、今後も、皆様のご意見を聴く機会を設けるとともに、ご理解をいただきながら事業を進めていきたいと考えています。

Q7 自分の土地が、今回の公園事業予定区域に入っているか教えてほしい。

A7

今回の公園事業予定区域の詳細位置については、現況測量が終了した段階でお示しできると考えております。

【測量に関すること】

Q8 用地測量の立会い日は通知から何週間程度か。代替日の提案は可能か。

A8

用地測量の通知から立会い日までは、一定の期間を設けます。ご都合がつかない場合は、代替日についてご相談させていただきます。

Q9 測量で敷地に立ち入る場合、拒否はできるのか。

A9

敷地内に立ち入る場合は、同意の上で入らせていただきます。ただし、敷地に入ることを拒否された場合は、敷地内での測量はいたしません。

【用地取得・補償等に関すること】

Q10 用地取得の合意形成が得られないと、事業期間が長期間となるのか。

A10

基本的には、権利者の皆様との話し合いで用地取得に向けた合意形成を図りたいと考えています。ただ、都市計画事業を進めるにあたっては、合意形成に長期間を要するというのは現実的ではないと考えています。

交渉が立ち行かないような状態になると、収用といった手続になる場合があります。

Q11 移転しなければならない時期は。

A11

用地取得は、権利者の皆様と個々の話し合いで進めていきます。移転の時期については、権利者の皆様によって時期が異なるため、具体的に明言できません。

Q12 都から代替地の斡旋はあるのか。

A12

基本的には、金銭補償を原則としており、代替地の斡旋は行わず、移転先はご自身で探していただきます。なお、移転先等の情報提供はできると考えています。

Q13 私道も用地取得の対象になるのか。

A13

私道も用地取得の対象となります。

【工事に関すること】

Q14 工事着手の時期は。

A14

本日の説明会后、現況測量に着手します。その後、用地測量、事業認可取得、用地説明会、建物や工作物等の調査、補償算定、用地取得を進めていきます。

工事については、用地取得の状況を踏まえ、順次着手してまいります。

なお、事業認可取得は令和6年度を目標としております。

【その他に関すること】

Q15 事業推進上の課題の「接道確保」とは何か。

A15

公園整備により、公園事業予定区域内にある市道は現況のまま残すことはできません。一方で、現況市道に接道している土地が公園整備により接道しなくなるため、公園事業予定区域の西側に、付替え道路を整備することによって接道を確保します。